

日中諸懸案の「地方的解決」をめぐる外務省と陸軍の論理と政策 —1935年を中心に—

金子 貴純

はじめに

一 外務省の対中「静観主義」外交と陸軍の「偽装親日論」

1933年5月31日の塘沽停戦協定の成立により、日中間の戦闘状態にひとまず終止符が打たれた。しかし、柳条湖事件以降、断続的に戦火を交えてきた日中両国は事実上の国交断絶状態にあった。外務省は以後、危機的な両国の国家間関係をマネジメントするという難題に取り組んでいくのである。

塘沽停戦協定はあくまで軍事協定であり、「暫定的且つ条件付なる休戦状態」を確認したものにすぎなかった。同協定は、両国の国交関係の正常化に必要となる「政治協定への通路打開の意味に止まる」ものだったのである¹。そして政治協定の締結は、言うまでもなく外交当局たる外務省が担うべき責務であった。

それでは外務省は、政治協定の締結による諸懸案の一举解決に邁進する意向だったのだろうか。外務省が選択したのは、そうした「一举解決主義」とでも称すべき方針ではなく、対中「静観主義」、すなわち政治協定等の国家間条約の締結による諸懸案の一举解決をしばらく控え、当面の間は事態を静観して情勢の安定化をまつ方針であった。外務省は以後、日中関係の改善というよりは、さらなる悪化の防止に重点を置く「危機管理外交」を展開していった²。

その外務省にとって、情勢の安定化に逆行しかねない中国側の行動をチェックし、争点化を防ぐことは、極めて重要な意味をもっていた。実際に外務省は、排日活動や対日関税率の引き上げ等に対し、厳格にかつ執拗にその是正を中国に求めていくのである。

こうした申し入れを行うにあたり、南京の対日窓口として重要な役割を担ったのが、汪兆銘外交部長（行政院長兼務）とその一派（唐有壬外交部次長など）

¹ 東亜研究所『日本大陸政策の発展』（東亜研究所、1940年）、30頁。

² 以上の詳細については、拙稿「日本外務省の対中『静観主義』外交の論理とその展開 1933-1936」（『大東法政論集』第27号、2018年）を参照されたい。

であった。また、華北においても事情は同様であった。華北には対日窓口として、駐平政務整理委員会（以下「政整会」、委員長＝黄郛）と軍事委員会北平分会（以下「軍事分会」、分会長＝何応欽）が設置されていた。「抗日ノ無益ナルヲ理解シ努メテ日支関係ヲ荒ラゲサルコト」を「根本方針」³とする黄郛や何応欽といった存在は、情勢の安定化を主旨とする外務省の「静観主義」と整合的であった。外務省の「静観主義」外交にとって、汪らの存在は次のように極めて重要な意味を有するものであった。

それは、日中関係が険悪な空気に包まれる状況で、事実上の最高実力者たる蒋介石との直接交渉を試みることは、事態の思わぬ紛糾を招く危険をはらむものであったからである。それゆえに日本と蒋介石の間に立ちながら、日本側の意向を蔣に適確に伝え、かつその意思決定に影響力を行使しうる、「緩衝機関」とでもいうべき存在が必要だったのである。

以上要するに、外務省の対中「静観主義」外交とは、汪兆銘等の「緩衝機関」に迂回して日本側の要望を申し入れながら注意喚起することを通じて、排日活動などの個々の懸案が争点化するのを防止することで情勢の安定化を図り、蒋介石との直接交渉による諸懸案の一举解決は当面の間、回避することを主眼とするものであったのである。

では陸軍の対中政策はいかなるものであったか。停戦以降の陸軍は、中国に抑制的な姿勢でのぞみ、華北で善後措置を講じながら、満洲国と華北をめぐる情勢を安定させる意向であった⁴。他方で中国側も暫時、「一面抵抗、一面交渉」戦略にもとづき、対日妥協姿勢をとることに決していたため⁵、局面は当面の間、安定した状態が続くかに思われたのである。

しかし、陸軍は次第に中国に厳しい眼を向けるようになっていった。陸軍内には、中国の対日妥協姿勢は「欺瞞策」であり⁶、「徹底的抗日政策の準備」⁷に

³ 外務省外交史料館所蔵『最近支那関係諸問題摘要（第六十五議会用）上巻』（亜細亜局第一課、1933年）、4頁。

⁴ 宮田昌明『英米世界秩序と東アジアにおける日本 中国をめぐる協調と相克 1906～1936』（錦正社、2014年）、633頁。

⁵ 鹿錫俊『中国国民政府の対日政策 1931-1933』（東京大学出版会、2001年）、225-229頁。

⁶ 楠本実隆「支那全般に関する最近の事情」（『大日本国防義会々報』164号、1935年）、15頁。

⁷ 磯谷廉介「支那の対日政策私観」（『外交時報』第69巻第698号、1934年1月1日）、27-28頁。

過ぎないとの観測、すなわち「偽装親日論」が広く行きわたっていたのである。

また、陸軍の批判が外務省に向けられていたことにも留意する必要がある。陸軍の外務省批判の骨子は次のような論理で構成されていた。つまり、外務省は汪兆銘等の「緩衝機関」を通じて事態のマネジメントを図るというが、陸軍の観点からすれば、汪らの存在は蒋介石の「傀儡」に過ぎずに何ら実権を伴わないものであり、よってこれを相手にしても諸懸案の解決には結びつかず、むしろ遷延するばかりである。したがって、「緩衝機関」の影に自らの「偽装親日」姿勢を隠匿している蒋介石を前面に立たせて、これを相手に諸懸案の一举解決を図るべきである、と。

35年6月の梅津何応欽協定（以下「梅何協定」）成立に至るまでの過程は、外務省と陸軍の以上の論理が交錯する場面であった。外務省は、事案の「地方的解決」による処理を主張し、蒋介石を相手とする諸懸案の一举解決に牽引される事態の招来を防いだのであった⁸。

本稿は、外務省と陸軍が、以上のとおり異なる論理に立脚していた点に着目しながら、梅何協定成立以降、35年12月の第二次華北分離工作（以下、文脈によっては「第二次工作」）収束までの期間における両者の相互関係を考察するものである。

二 先行研究

この時期を対象とする先行研究は豊富な蓄積をもっている。そのパイオニアともいべき存在は、島田俊彦氏と臼井勝美氏である。島田氏が、第二次工作に伴う日中関係悪化の原因を、主に現地軍の動向に求めたのに対して⁹、臼井氏は、広田・重光外交の責任を厳しく追及した¹⁰。

1980年代に入ると、古屋哲夫氏が「現地解決方式」という概念を提唱し、日中関係悪化の原因を説明した。古屋氏によると、停戦以降、外務省や国民政府

⁸ 以上の経緯に関する詳細は、拙稿「塘沽停戦協定成立以降における陸軍の『偽装親日論』と外務省の対中政策」（『外交史料館報』第33号、2020年）、46-52頁。

⁹ 島田俊彦「華北工作と国交調整（1933年～1937年）」、日本国際政治学会太平洋戦争原因部会編『太平洋戦争への道』第三巻第一編（朝日新聞社、1962年）。

¹⁰ 臼井氏の代表的な研究としては、臼井勝美『中国をめぐる近代日本の外交』（筑摩書房、1983年）のほかに、同『日中外交史研究—昭和前期—』（吉川弘文館、1998年）、同『新版日中戦争和平か戦線拡大か』（中公新書、2000年）などがある。

中央の関与を排除しながら、現地軍が中国側地方当局を相手に、「現地解決」により懸案を処理する方式が定着していたとされる。そして、盧溝橋事件が全面戦争化した要因は、こうした構造の蓄積の結果であったと明快に結論づけた¹¹。

その後、90年代に広田外交の再評価を試みたのが酒井哲哉氏と井上寿一氏であった。酒井氏は、30年代を政党内閣制とワシントン体制を基軸とする「大正デモクラシー体制の崩壊期」と位置づけ、国際環境や内政との連関の観点から広田外交の再解釈を試みた。酒井氏は、停戦以降華北工作以前の段階までは、外務省が「自己の抱懐する対中政策構想を着々と実行に移していった」と広田外交を積極的に評価した。そして、その蹉跌の原因を軍部による第二次華北分離工作に求めた¹²。

一方、井上氏も内政と外交の相互作用の視角から、広田外交を再解釈した。井上氏は、広田外交が停戦以降、時に陸軍中央と連携しながら、「親日派」を相手とした関係調整を志向した結果、日中関係は改善に向かっていったが、それを阻んだのが第二次工作であったと論じた¹³。

その後は、中国史研究者を中心に業績が着実に積み上げられた¹⁴。こうした論者は、中国側史料を用いながら、第二次工作収束までに中国の抗日意思が昂揚する過程を実証した。

以上の諸研究は、第二次工作が日中関係を決定的に悪化させた点で共通しているといえよう。また、分析の比重や解釈に相違をはらみながらも、外務省と陸軍の関係を考察の主要なテーマとしているのも、もう一つの特徴である。

この外務省・陸軍関係を分析する際の代表的な視角は、①外務省・陸軍両者の提携関係を陸軍内の派閥間闘争の過程と連関させて論じる観点と、②「中央対現地軍」の構図に基づく、現地軍の統制をめぐる観点である。前述の酒井氏や井上氏の研究は、①の過程が現地軍統制の成否にどう作用したのかを考察す

¹¹ 古屋哲夫「日中戦争にいたる対中国政策の展開とその構造」(古屋編『日中戦争史研究』吉川弘文館、1984年)、4-15頁。

¹² 酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊 内政と外交』(東京大学出版会、1992年)。

¹³ 井上寿一『危機のなかの協調外交—日中戦争に至る対外政策の形成と展開』(山川出版社、1994年)。

¹⁴ たとえば、安井三吉『柳条湖事件から盧溝橋事件へ 1930年代華北をめぐる日中の対抗』(研文出版、2003年)や内田尚孝『華北事変の研究』(汲古書院、2006年)など。

るものと理解される¹⁵。

こうした研究は中央による統制の可否を主題とする以上、国内における政治過程の文脈が分析の中心となる¹⁶。そのため、対中政策の展開の文脈、換言すれば、日中間に山積する諸懸案をどのように解決するかをめぐる、外務省と陸軍の政策とその論理の関係性については、未だ検討の余地があるように思われる。

この点を考察するにあたっては、臼井氏の次の指摘が示唆を与えてくれる。臼井氏は、外務省の対中政策は、「軍部とは独自に構想」されながらも、「微妙に相補足しあって」いたと論じている¹⁷。しかし、どういった点に外務省の独自性と陸軍の政策との補完性が認められ、それがどのような帰結をもたらしたのかについては、より詳細に実証されるべきであろう。

三 本稿の視角

以上の問題意識にもとづき、本稿は、外務省の対中政策の論理とその展開の過程を、陸軍のそれらと連関させて分析し、その帰結を提示することを目的とする。

分析にあたっては、日中間に存在した諸懸案の解決方法をめぐる外務省の論理と政策を考察の中心にすえ、陸軍のそれらと連関させながら論じる手法をとる。また本稿では、古屋氏が提唱した前述の「現地解決方式」を、「地方的解決」という概念に再構築して、もう一つの視角として位置づける。古屋氏の研究は、現地軍を中心に議論が展開されているため、外務省の対中政策については、ほとんど分析の対象とされていない¹⁸。そのため、「現地解決方式」が現地軍の専売特許であったと結論されるのは必然であり、外務省が同種の手法を推進していた事実の実証やその背景の分析は、全く解明されていない課題といえる¹⁹。

¹⁵ 他にも同様の視角に立つ研究として、前掲、宮田『英米世界秩序と東アジアにおける日本』。

¹⁶ 以上の研究の整理については、戸部良一「日中関係安定化の機会喪失（1933－1937）をめぐって－最近の研究動向から－」（國學院大學出版部編『國學院雑誌』97巻4号、1996年）と、同「日中戦争をめぐる研究動向」（『軍事史学』第46巻第1号、2010年）から多くの示唆を受けた。

¹⁷ 前掲、臼井『中国をめぐる近代日本の外交』、139頁。

¹⁸ 古屋哲夫『満州事変』以後の対中国政策（『人文学報』京都大学人文科学研究所、1979年）や同『日中戦争』（岩波新書、1985年）も基本的には同様の枠組みで論じられている。

¹⁹ 古屋氏は、現地軍のみを実施主体と指定して「現地解決方式」の語を用いているが（前掲、古屋『日中戦争』、92頁）、本稿では、外務省が現地軍とは異なる論理にもとづき同種の手法を

そして、こうした視角による分析によって明らかにされるのは、次の帰結とその意義である。

第二次華北分離工作収束までの間に、外務省が最優先課題として追求したのは、蒋介石との直接交渉を回避しながら情勢の安定化を図ることであった。この目的を達するにあたり使用されたのが、梅何協定收拾時と同様に「地方的解決」の手法であった。外務省の主観によれば、この手法は「静観主義」と整合的なものであった。「地方的解決」と「静観主義」とが、ともに蒋介石との直接交渉を回避するという点において、共通の論理を内包していたからである。

そして、外務省は第二次工作の終盤においても、工作自体を「地方的解決」により收拾させる意向であった。しかし、この手法には思わぬ副作用が内在していた。事態の紛糾を避けるために蒋介石との直接交渉を回避し続けたことが、関東軍の「蒋介石否認論」に期せずして接近する事態につながったのである。その結果、何応欽による事態收拾の好機を活かす途は、閉ざされたのであった。

対する蒋介石は、「地方的解決」を封殺すべく種々の手段を講じ、中央による外交交渉へと誘導していった。こうして外務省が蔣との直接交渉の回避を模索し続けた結果は、むしろその意図とは正反対の帰結をもたらしたのである。

第一章 対中「静観主義」の動揺

一 対日「緩衝機関」をめぐる動静

1935年6月の梅何協定及び土肥原秦徳純協定²⁰（以下、両協定を併せて「第一次工作」）成立以降、外務省の対中「静観主義」を揺るがしかねない事態が続々と現出していった。

具体的には第一に、中国の政況に変動が生じたことである。南京の対日窓口たる汪兆銘が、政権内部からその妥協的な対日政策を糾弾されたのである。こうした批判に直面した汪は6月30日、病気と称して南京を離れ、8月には辞表を提出するに至る。そして、対日政策を再検討する廬山会議（同月15日）は汪

採用していたと仮定して議論を展開するため、以後、「地方的解決」と呼称して区別する。

²⁰ 宋哲元軍や国民党部の察哈爾省からの撤退並びに停戦ラインの同省への事実上の延長を規定した協定（同上、99頁）。

不在のまま開催され、蒋介石主導で今後の方針が決定された。後に蔣の慰留を容れ職に留まったものの、汪の政治的影響力の減退は明らかであった²¹。

第二に、政整会が廃止されたことである²²。同会の「緩衝機関」としての機能が、外務省の「静観主義」の主旨と整合的であった経緯は先にみたとおりである。

他方で、同会の存在は、蒋介石にとってもメリットがあったように思われる。対日外交を汪兆銘や黄郛等に委ねることで中国共産党との戦いに専念でき、また日本との直接的な接触を回避することで、国内からの批判に直面しなくてすむからである。

しかし、とりわけ華北においては、対日窓口が存在することで、かえって現地軍から次々に要求事項が突きつけられる事態に陥ったため、蒋介石政権は、政整会を廃止して、対日窓口を南京に一元化したのであった²³。軍事分会の方は形式上、依然として残されていたものの、何応欽不在の状況が固定化したことで、華北の対日窓口は事実上、機能を停止するに至ったのである。

中国側のこの措置により、外務省は深刻なジレンマに直面することとなった。つまり、蒋介石との直接交渉の回避を方針とする外務省にとり、そうした道を開きかねない外交ルートの南京への一元化は、その「静観主義」の主旨に抵触する事態であったのである。

二 「静観主義」への圧力

他方で、梅何協定成立以降、外務省に行動を求める陸軍の声は高まるばかりであった。陸軍省は次のとおり声明を発していたのである。「今後の交渉は外務省が第一線に」立ち、「軍としては背後にあつて之を協力」するものである。そして同協定成立を機に「全面的に日支の関係を調整」することに「外務当局が

²¹ 以上の経緯については、鹿錫俊「日ソ相互牽制戦略の変容と蒋介石の『応戦』決定—再考—一九三五年における駐日ソ関係の転換過程—」（軍事史学会編『日中戦争再論』錦正社、2008年）、36頁及び43頁を参照した。

²² 正式に廃止が公布されたのは35年8月29日だが、梅何協定成立以降は、事実上機能停止状態に陥っていた（前掲、拙稿「塘沽停戦協定成立以降における陸軍の『偽装親日論』と外務省の対中政策」、53頁）。

²³ 内田尚孝「1935年『華北事変』期における日中外交交渉の再検討—『満洲国』問題と『三原則』をめぐる日中間の対立』（『GR—同志社大学グローバル地域文化学会紀要』第1号、2013年）、94頁及び前掲、内田『華北事変の研究』、214・215頁。

努力せんことを望む」²⁴。また参謀本部も、「局地的問題」については「一段落」を告げたものの、「本交渉ノ全般的目的」である「南京政府ノ対日政策ノ是正」については、「積極的ニ其完全ナル目的達成ニ努力スル必要」があると主張していた²⁵。さらに第一次工作を主導した酒井隆は、現地軍の総意として次のように述べたのである。「(蒋介石の) 根本的態度を是正するには外務省と南京政府間に確固たる政治協定を必要とする」²⁶ (括弧内引用者、以下とくに断らない限り同様)。酒井はこれらの課題を「外務省の交渉に譲り」、陸軍は「本来の使命に立返る」と述べたものの、併せて「支那側が反日満の行動をなした場合は断乎として膺懲し一步も仮借しない」と警告することを忘れなかった²⁷。

さらにここで特記すべきは、「静観主義」への批判の声が、外務省内からもあげられていたことである。須磨弥吉郎南京総領事は意見書に、蒋介石に「擬装親日ヲ棄テ」させて、「日本ト結フコトノ得策ナルヲ悟ラ」せるためには、「蔣ヲシテ直接出馬セシメ」、汪兆銘や黄郛といった「中間的緩衝地帯」を排除する必要があると断言していたのである²⁸。

梅何協定成立の際に、外務省は以後、「日支懸案解決」のための「適当な処置」を行うことについて、その内容や時期に関する一定の裁量を確保したはずであったが²⁹、こうした内外の情勢に包囲され、具体的な措置を講ずる必要に迫られていたのである。

三 外務省の対中政策再検討

外務省が政策再検討に着手したのは、こうした状況下であった。では、外務省は「静観主義」を放棄し、諸懸案の一举解決による現状の打開へと転換する意向を固めたのであろうか。再検討の序盤において、その路線は明確に否定された。外務省は、「殊ニ書面ニ依ル取極」の締結を改めて「不可」と判断したの

²⁴ 『支那』(第26巻第7号、1935年)、159頁。

²⁵ 参謀本部「北支那事件交渉経過ノ概要(時局報第三十号続報)」(『支那時局報』第三十二号、1935年6月17日)。

²⁶ 前掲、『日本大陸政策の発展』、91頁。

²⁷ 同上、82頁。

²⁸ 須磨弥吉郎「華北事件ニ関連スル帝国対支政策ノ再検討」(外務省外交史料館所蔵「帝国ノ対支外交政策関係一件」第四巻、A.1.1.0.10)

²⁹ 前掲、拙稿「塘沽停戦協定成立以降における陸軍の『偽装親日論』と外務省の対中政策」、52頁。

である³⁰。

その理由はいかなるものであったか。守島伍郎東亜局第一課長は、こう説明している。日中両国が「相互ニ極端ナル疑心」を抱いている現状においては、締結されるべき政治協定等の取極も「相当突キ込ミタル内容」、すなわち諸懸案を一挙に解決するほどのものでなければ日本の世論が納得しないし、あるいは、そうした試みをしたにしても、中国国民は「恐ヲナシ之ニ反対」するからである、と。また守島は、別の文書でも、日本が「具体的要求」を提出した後、中国側の誠意が十分ではなく、「紛糾続出スルガ如キコト」があつては、「支那ニ愚弄セラレタリトノ議論」が台頭し「国論」を硬化させ、「收拾ヲ困難ナラシムル虞」があるとの判断を示していた³¹。

そして、こうした情勢判断にもとづき、守島は「日支両国民間ノ今日ノ信頼ノ程度ニテ斯種取極ヲナスコトハ時期尚早」と結論づけたのである³²。

とはいえ、先にみた国内の状況に鑑みると、拱手傍観するのはもはや許されない状況であった。そこで外務省は以後、陸海軍と協議しながら、後の広田三原則の策定を主導していくのである。

では、こうした厳しい情勢判断のもとで、外務省はどのように中国との関係を調整するつもりだったのだろうか。概ね次の手順が想定されていたようである。まず、両国関係調整のための「根本精神」につき、中国側を納得させた上で、「始メテ右原則ノ適用ヨリ生スル当然ノ要求事項」を提示する。そして、この根本精神に基づき、諸懸案の解決は、「二十一条ノ如ク々々要求ヲ列挙シタルモノ」による一挙解決ではなく、「一ツノ懸案解決ヨリ順次他ノ懸案解決ニ移行キ得ルカ如キ案」（重光外務次官の発言）³³によりなされるべきであるとされていた。

そして後に決定をみた広田三原則の後段には、交渉のロードマップが次のように明記された。

³⁰ 「昭和十年六月十四日汪部長申出及同月十七日唐次長申出ニ対スル一考案（十、六、二十一日、守島）」（前掲、「帝国ノ対支外交政策関係一件」第四巻）。なお、広田三原則策定に関する以降の記述は、前掲、拙稿「日本外務省の対中『静観主義』外交の論理とその展開 1933-1936」、111-113頁を参照した。

³¹ 「唐有壬ノ申出処理ニ関スル考察」、同上。

³² 注(30)に同じ。

³³ 「対支政策討議会討議要録」（『日本外交文書』昭昭和期Ⅱ・1-4上、文書番号26付記3）。

「以上要綱所載の諸点（三原則のこと）が着々実行に移され我方が日満両国との親善提携に関する支那側の誠意を確認するに於ては先づ日支間に親善協力関係の設定に関する包括的取極をなし次で日満支間の新関係を規律するに必要な取極を行ふものとす」³⁴

この記載からは、外務省が、関係調整の手順として次の三つのステップを想定していたことがうかがわれる。まず、①三原則の諸点（＝「根本精神」）につき了解をとげてから、②中国との間で「包括的取極」を締結する。重光の筆によるとされる「日支提携二関スル基礎条約案」³⁵は、この取極の素案として作成されたものと思われる。この案の主旨は、抽象的な文言によるゆるやかな日中間合意の形成であって、具体的な諸懸案の解決ではないように見受けられるからである。そして、この「包括的」な取極を経てはじめて、③「日満支間の新関係」に関する必要な取極、つまり中国による満洲国の承認（黙認）をふくむ諸懸案の解決に乗りだしていく。外務省は、諸懸案の一举解決へと向かう潮流の途中に①と②の二つの関門を設けることで、その流れの緩和を図りながら、事態をマネジメントする意向だったのである。

以上の考察から、外務省による政策再検討の要点は、次の二点に集約できよう。第一に、日中両国の国民感情が極度に悪化した現状においては、諸懸案の一举解決は困難であるとの判断である。従前からの「静観主義」と連続した認識である。

こうした認識のもと、諸懸案の解決に乗りだす前に、三原則に係る了解をとりつけることで関係改善の既成事実を演出して、事態の沈静化を待つことが第二の方針である。

そして、そうした事態を実現させるためには、三原則を「金額の記載なき小切手」³⁶と揶揄されるほどに抽象的な内容にとどめる必要があった。つまり、中国との間で関係改善の既成事実を蓄積する意向とはいえ、諸懸案の解決にまで

³⁴ 島田俊彦ほか解説『現代史資料 8・日中戦争 1』（みすず書房、1964年）、108頁。

³⁵ 「日支提携二関スル基礎条約案」（前掲、「帝国ノ対支外交政策関係一件」第四巻）。

³⁶ 石射猪太郎『外交官の一生』（中公文庫、2007年）、256頁。

は踏みこみたくない以上、交渉の項目を抽象的な範囲に限定し、諸懸案が具体的な形で争点化するのを防がなければならなかったのである。後に三原則の伝達を受けた現地軍幕僚が、「三項（三原則のこと）カ全部支那側ノ同意スル所トナリタリトテ日支問題ハ解決セルヘキモノニ非ス」と批判したのは³⁷、三原則のこの本質を鋭く見抜くものであったというべきであろう。

一方で、問題点も併せて指摘する必要がある。そもそも、停戦以降の外務省が、主に「知日派」を窓口にして中国側の行動をチェックすることを通じて、諸懸案の争点化を防止していた経緯は、冒頭で述べたとおりである。こうした手法は、相手側との合意を模索する「交渉」というよりは、「申し入れ」や「注意喚起」といった方が適切であるように思われる。

それが三原則策定以降は、その原則に対する中国側の同意を取り付けるためには、必然的に合意に向けた交渉のプロセスが必要とされるに至ったのである。そして交渉である以上、中国が同意せずに決裂することも当然に考えられるであろう。しかし、外務省が、こうした事態を想定していた形跡は見当たらないのである。

もう一つは、三原則をめぐる交渉以外の外在的な要因により、諸懸案が争点化してしまった場合の対応策を想定していなかったことである。後に詳述するように、以上の問題点は、第二次華北分離工作が本格化する過程で顕在化していくのである。

一方、現地では、外務省のこうした意向とは無関係に、事態は別の局面を迎えようとしていた。次章では第一次工作以降における陸軍、とりわけ現地軍の動向を中心に論じる。

第二章 現地軍の行動 1935年夏

一 陸軍内における蒋介石認識の相違

第一次工作が終結した段階における、陸軍の対中政策は、以下のとおり流動的な要素を含むものであった。

³⁷ 「岡村少将来談要領」（『日本外交文書』昭和期Ⅱ・1・4上、文書番号45付記）。

その一つは、華北の対日窓口をめぐる以後の方策である。この点につき、土肥原賢二（奉天特務機関長）は政整会の廃止前、「今後の交渉は勿論北支那現当局（政整会と軍事分会）を相手としてやるべき事である」と述べていた³⁸。また新京では、関東軍の幕僚に酒井等を含めた現地軍会議が開催され、王克敏（政整会委員長代理）と商震（河北省主席）を相手に今後の諸懸案をめぐる交渉を進めることが決定された³⁹。当面の間、現地軍は既存の機構の存続を想定していたようである。

しかしながら、その直後に政整会が廃止されたため華北は「無政権状態」となり、「新たな政権が一日もはやく樹立されねばならない状態」に立ち至った⁴⁰。こうして交渉相手を失う形となった現地軍は、今後は誰を相手に諸懸案の解決を図るかにつき、方針を再構築する必要に迫られていたのである。

当時から、現地軍は「『蒋介石打倒』に大体一致してゐる」⁴¹と観測する向きもあったが、実際には、蒋介石をめぐる認識に相違がみられた事実には留意する必要がある。この相違のゆえに、現地軍の路線が華北分離にほぼ一本化されるまでには、相当の曲折を経なければならなかったからである。

ではこの時点でどのような路線が並立していたのか。概ね次のとおり二分される。

一つが、「蒋介石否認論」、すなわち蒋介石を相手とせず、華北に南京から切り離された政権を擁立し、これを相手に諸懸案の解決を図るものである。第一次工作により蒋介石系の勢力を一掃した後、宋哲元が平津に返り咲いたのは、「関東軍の好意」であり、その底意は蔣と距離のある宋の擁立にあったとされる⁴²。同様に、酒井参謀長が諸懸案の一举解決には蔣の打倒が必要と明言するなど⁴³、支那駐屯軍も同様の認識に立っていたといえよう。

他方でこうした「蒋介石否認論」と一線を画していたのが、磯谷武官であつ

³⁸ 『満洲日報』1935年7月5日朝刊。

³⁹ 『満洲日報』1935年7月18日朝刊。

⁴⁰ 専田盛寿「親日華北政権樹立の夢崩る！—土肥原工作の失敗—」（『別冊知性5 秘められた昭和史』、1956年）、138-139頁。

⁴¹ 35年6月16日の谷正之満洲国大使館参事官の談話（『西園寺公と政局』第四巻、岩波書店、1951年、273-274頁）。

⁴² 柴山兼四郎述「日支事変勃発前後の経緯」（靖国神社借行文庫所蔵、1946年）。

⁴³ 前掲、拙稿「塘沽停戦協定成立以降における陸軍の『偽装親日論』と外務省の対中政策」、47頁。

た。「軍部が徒に蒋介石個人の排斥等を主張」⁴⁴することは慎むべきとする磯谷は、諸懸案の一举解決はあくまで蒋介石を相手に行うべきと主張していたのである⁴⁵。

こうした相違は、第一次工作が収束するまでの間は、何ら具体的な意味を持たなかった。蒋介石の「偽装親日」姿勢を打破するという抽象的な目標については、両者で共有されていたからである。しかし、その後に控える諸懸案の解決を、誰を相手にどのように行うかをめぐっては、潜在的な相違をはらんでいたものであった。

以上から明らかなとおり、第一次工作収束以降における日本の対中政策は、外務省が「静観主義」の堅持に腐心する一方で、現地軍の間にも見解の相違が見られるなど、第二次工作に向けて直線的に突進することがアプリアリに決定されていたわけではなかった。各路線のうち、だれが主導権を握るかは以後の展開如何にかかっていたのである。

二 磯谷「独走」の背景

こうした流動的な局面の中、最初に動きを見せたのは磯谷武官であった。従来から磯谷は、外務省の「静観主義」、すなわち蒋介石との直接交渉を回避し、「緩衝機関」を通じて情勢の安定化を図る方針を厳しく批判していた⁴⁶。その磯谷にしてみれば、南京で汪兆銘が影響力を減退させ、また華北の対日窓口も廃止されたことは、むしろ望ましい事態であっただろう。日本と蒋介石との間にたつ障壁が取り除かれたことで、直接、蔣にアプローチしやすくなったからである。この点につき磯谷は、海外メディアのインタビューでこう端的に指摘していた。

「蒋介石政権は責任を回避してはならないし、緩衝機関（intermediary officials）が除去されれば、蔣は責任回避ができなくなり、日本と直接対処し

⁴⁴ 戸部良一「日本軍人の蒋介石観—陸軍支那通を中心として」（山田辰雄ほか編『蒋介石研究—政治・戦争・日本』東方書店、2013年）、106頁。

⁴⁵ 前掲、拙稿「塘沽停戦協定成立以降における陸軍の『偽装親日論』と外務省の対中政策」、48頁。磯谷の蒋介石及び国民政府をめぐる認識については、戸部良一「陸軍『支那通』と中国国民党—国民政府否認論の源流」（『防衛大学校紀要』第68輯、1994年）から多くの示唆を受けた。

⁴⁶ 同上、44-45頁。

なければならなくなる」⁴⁷。

第一次工作以後、磯谷は、実際に蒋介石と「直接対処」する場面を迎えるのである。この事実関係は従来から知られていたが⁴⁸、中国側資料を用いた鹿錫俊氏や内田尚孝氏の業績により、現在ではその実態が詳細に明らかにされている⁴⁹。ここからは、両氏の研究に依拠して事実関係を整理しながら、磯谷の行動の意義を考察していく。その前に、梅何協定成立に至るまでの磯谷の立場を再確認しておきたい。

磯谷は同協定成立直前に、「低気圧は尚ほ四川の山奥にある（当時蒋介石は剿匪事業のため四川に滞在）」と述べ⁵⁰、協定が成立しても諸懸案は未だ残されたままであり、その解決には、蒋介石が前面に立つ必要があると主張していた。

とはいえ、前述のとおり磯谷は、蒋介石の打倒を志向していたわけではなかった。つまり磯谷の目には、蒋介石が「緩衝機関」の影に隠れて日本との直接対決を回避しているものと映じていたのである。

こうした認識に立つ磯谷にとって、「緩衝機関」の存在は有害無益なものでしかなかった。磯谷の主観では、汪兆銘や黄郛・何応欽といった「知日派」の存在は全く実権の伴わない「傀儡」であり、むしろこうした存在が日本と蒋介石の間に介在することこそが、蔣を相手とする諸懸案の一举解決を妨げる要因に他ならなかったのである⁵¹。

三 直接交渉の試み

さて、磯谷は7月以降、上海で陳儀（福建省主席）と複数回にわたり会合をもった。20日の会談において、陳儀が以後の会談の進行方法について、まず日本の軍部と議論を進め、機が熟した段階で公式な外交ルートに乗せるよう主張

⁴⁷ Cunningham to the Secretary of State, 1935.9.10, *Foreign Relations of the United States Diplomatic Papers* (hereafter, *FRUS*) 1935, Volume III, *The Far East*, eds. John G. Reid, et al., (Washington: Government Printing Office, 1953), p.351.

⁴⁸ 波多野澄雄「日本陸軍の中国認識——一九二〇年代から三〇年代へ」（井上清ほか編『日中戦争と日中関係—盧溝橋事件50周年日中学術討論会記録』原書房、1988年）、233頁。

⁴⁹ 前掲、鹿「日ソ相互牽制戦略の変容と蒋介石の『応戦』決定」、37-40頁及び前掲、内田「1935年、『華北事変』期における日中外交交渉の再検討」、99-106頁。

⁵⁰ 『満洲日報』1935年6月10日朝刊。

⁵¹ 注(46)に同じ。

したのに対し、賛意を表した磯谷は、軍人である自分が全体を代表する資格はないと前置きした上で、次のように述べたのである。「事前の打ち合わせはまず双方の軍部が諒解して進めるのが、かなり都合がいい」⁵²。磯谷に外務省と連携する意図は微塵もなかったのである。

こうして両者の接触が水面下で開始された。23日の会談で、磯谷は日中両国の講和を実現するにあたり、必要とされる条件をこう突きつけた。「上海、塘沽両停戦協定を終結させ平和条約にするに際しては、中国政府は必ず責任を負う表明をしなければならない」、と⁵³。

さらに磯谷は、25日の会談で「中日友好条約の要綱」⁵⁴を提示した陳儀に対し、日本が望んでいるのは、国民党の対内対外政策の一変と「ソ連型の国民党の一方支配」の放棄であると応酬した⁵⁵。以上のやり取りの報告を受けた蒋介石は、抗日戦に向けた軍指導部の人選に着手したとされる⁵⁶。

そして8月10日には、「日中直接交渉要領案」が磯谷から提示されるに至った。注目すべきは、同案の第二項に、交渉の成立を期すべく「(蒋介石)委員長本人の登場を求める」と明記されたことである⁵⁷。蒋介石との直接交渉により、諸懸案の一举解決を図る意向が明確に伝えられたのである。

同案は、「中央へは一応提出」されていたものの⁵⁸、オーソライズされたわけでもなく、あくまで磯谷個人の試案であり、中国の対日姿勢の瀬踏みのために作成されたものであったように思われる。しかしながら、磯谷のこの要求提示は、蒋介石に甚大な衝撃を与えた。国民党組織の全面的改廃や、満洲事変以降、日満両国間で締結された各種条約や協定の一律承認などを含むこの要求は⁵⁹、中国を滅亡に追い込むものと受け取られたのである⁶⁰。

そして両者の接触は、この要求提示から間もなく打ち切られたようである。

⁵² 前掲、内田「1935年、『華北事変』期における日中外交交渉の再検討」、101頁。

⁵³ 同上、102頁。

⁵⁴ 本要綱は、一般原則と軍事、経済、文化の各項目から構成され、日中両国の独立、主権、行政の相互尊重や上海・塘沽両停戦協定の撤廃並びに経済上の互惠平等などを幅広く規定するものであった(同上、103-104頁)。

⁵⁵ 前掲、鹿「日ソ相互牽制戦略の変容と蒋介石の『応戦』決定」、39頁。

⁵⁶ 同上、43頁。

⁵⁷ 前掲、内田「1935年、『華北事変』期における日中外交交渉の再検討」、120頁注(50)。

⁵⁸ 同上、119頁脚注(50)。

⁵⁹ 同案の全文については、同上。

⁶⁰ 前掲、鹿「日ソ相互牽制戦略の変容と蒋介石の『応戦』決定」、40頁。

唐有壬（外交部次長）は、磯谷が自身の行動を中央に報告していないことをその理由として説明したが⁶¹、実際には、あまりに広範な要求項目を前にして交渉を継続する意義を見いだせなくなったのが実情であったように思われる。

それでは、なぜ磯谷はこのタイミングでこうした行動に踏み切ったのであろうか。ここでは次の諸点を指摘したい。第一に、磯谷には、第一次工作以降における陸軍の対中政策をリードする意向があったように思われることである。

その根拠として留意すべきは、磯谷が華北工作に否定的であった点である⁶²。磯谷は華北の実情を、「在支各機関の間の関係並に武官の観察行動」が「局地に囚われ」たものに随し、「過去の失態たる一、二の個人対策に惰する」きらいがあると厳しく批判していた⁶³。つまり磯谷は、華北で第二段の工作が本格的に着手される前に、蒋介石との間に何らかの協定を締結し日中関係の画期とすることで、工作の機先を制する意向であったように思われるのである。

そしてもう一点指摘したいのは、磯谷がリードしようとしたのは陸軍の対中政策だけではなく、外務省のそれをも含んでいたとみるべき点である。磯谷は本庄繁への書簡の中で、「日支直接交渉」実現のためには、「帝国政府として十分堅確なる決心」が必要であると記していることから⁶⁴、蒋介石との直接交渉に踏みだそうとしない外務省を牽引するため、自らの行動により先鞭をつける意向であったのだろう。

四 磯谷「独走」の意義

そして何より重大なのは、磯谷の行動が、以後の日中関係の行方に大きな影響を及ぼしたことである。具体的には、これにより蒋介石は抗日意思を強め、ソ連との提携を模索する方向へと舵を切っていくのである⁶⁵。

他方で磯谷の行動は、日本の対中政策の帰趨をも大きく規定したというべきであろう。10月に入ると、磯谷は以後の日中関係の行方につきこう明言してい

⁶¹ 1935年8月15日在上海有吉大使発広田外務大臣宛第642号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ・1-4上、文書番号33。

⁶² 前掲、波多野「日本陸軍の中国認識」、232頁。

⁶³ 1935年6月30日付磯谷から永田鉄山あて書簡（防衛省防衛研修所蔵「磯谷廉介資料」（同上、233頁より再引用））。

⁶⁴ 前掲、内田「1935年、『華北事変』期における日中外交交渉の再検討」、119頁脚注(50)。

⁶⁵ 前掲、鹿「日ソ相互牽制戦略の変容と蒋介石の『応戦』決定」、40-41頁。

たのである。すなわち、「蔣介石カ其ノ政策ヲ根本的ニ修正」するか、もしくは「北支五省カ全然中央ヨリ分離シ独立政権ヲ樹立」するかの「二方法アルノミ」である。そして、「北支及支那一般ノ現状並支那ノ対日政策」は、磯谷が抱懐してきた「悲観説ヲ裏書」している、と⁶⁶。

この「二方法」にそっていえば、磯谷が追求した前者が頓挫した以上、後者の路線、すなわち華北に「独立政権」を擁立する路線のみが残される形となろう。関東軍の華北分離工作には同意せずに、対中政策は「南京政府を動かして対局を制すべきである」と主張し、その旨を「しばしば中央部と関東軍に意見を開陳」していたとされる磯谷であったが⁶⁷、自身の行動の結果、蔣介石を相手に諸懸案の一挙解決を図る路線は、当面実現性の乏しいことを意図せざる形で内外に鮮明にしてしまったのである。

加えて、陸軍中央の曖昧な姿勢もこうした潮流を強化する方向に作用したように思われる。陸軍中央は第一次工作以降、現地工作を迫認するかと思えば、その抑制を求める訓令を発するなど、その政策は状況対応的であったとされる⁶⁸。現地にあった路線の一つが頓挫した以上、こうしたいわば無定見な陸軍中央が、残されたもう一方の路線に牽引されていくのは、自然の成り行きであったであろう。

五 支那駐屯軍の行動

35年8月4日、劉左周（戦区保安総隊長）が、河北省の灤州駅で日本陸軍の温井少佐（唐山守備隊長）とともに下車した際、何者かに銃撃をうけ死亡、温井に随行していた補助憲兵が重傷を負う事件が発生した（灤州事件）。現地を所管する支那駐屯軍は、戦区（塘沽停戦協定で規定された非武装地帯）で発生した、日本軍人を対象としたこの排日事件を重大視した⁶⁹。

7日、支那駐屯軍は中央にあてて次のように対処方針を報告し、指示を仰いだ。

⁶⁶ 1935年10月8日広田外務大臣発在上海有吉大使宛第255号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ・1-4上、文書番号261別電。

⁶⁷ 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部<1>—昭和十五年五月まで—』（朝雲新聞社、1967年）、374-375頁。

⁶⁸ 前掲、宮田『英米世界秩序と東アジアにおける日本』、752頁。

⁶⁹ 前掲、島田『華北工作と国交調整（1933年～1937年）』、120-121頁。以下、特に断らない限り、事件の経過に関する記述については全て同書によった。

すなわち、「(同事件は) 日本軍ニ対スル挑戦的行為ナリトモ觀察セラルルニ付テハ……禍根ヲ根本的且徹底的ニ芟除スルコトヲ飽ク迄要求強行シ暗雲ノ一掃ニ努力スルコトヲ基礎方針」とした上で、交渉の相手方は「北平政務整理委員会又ハ河北省主席」とする、と⁷⁰。この時点ではまだ政整会は廃止されていなかったため、支那駐屯軍も、当初はあくまでこれを相手に事件を処理する意向だったのである。

この請訓を受け陸軍中央は、外務省の意向を聴取した上で、「北支軍憲」を相手に交渉を進めるよう訓令を発した⁷¹。陸軍中央および外務省は、梅何協定成立時と同様に、「地方的解決」による処理を指示したのである。

しかしながら、この方針は直後に修正を余議なくされることとなった。先に述べたように、政整会が8月29日に廃止されたからである。中国側の「疾風迅雷的な」政整会の撤廃で、日本側は「些か虚を衝かれた」形となった⁷²。中国は、「南京から切り離された形で利用される懸念のあるすべての要素を取り除くことで、日本に蔣政権と直接交渉するよう強いる」ことを企図したのである⁷³。

一方で事件処理そのものについても状況は混沌としていた。支那駐屯軍は陶尚銘(政整会参議)を事件の黒幕とみなして身柄を拘束し、監禁する挙に出たが、決定的な証拠を見出せず、のちに釈放を余儀なくされるなど、その対応は迷走ぎみであった。

こうして事件解決が遷延する中、他にも戦区内で排日事件が頻発し、支那駐屯軍はいら立ちを強めていった。支那駐屯軍は、蔣介石が「陽ニ……日支親善ヲ高唱」する一方で、「陰ニ……悪辣ナル反日満工作ヲ実施」しているため、梅何協定は「反古同様タル空文」に墮し、「日本軍ノ面目」は丸潰れになっていると慨嘆した上で、「支那側ニシテ誠意ノ認ムヘキモノナキニ於テハ断乎トシテ之ヲ排撃スルコト絶対ニ必要ナリ」との決意を固めていたのである⁷⁴。

⁷⁰ 外務省外交史料館所蔵『最近支那関係諸問題摘要(第六十八議会用)下巻』(東亜局第一課、1935年)、902頁。

⁷¹ 同上、903頁。

⁷² 『満洲日日新聞』1935年9月3日朝刊。

⁷³ 9月26日の孫科(立法院長)のジョンソン駐華米国外使への談話(Memorandum by Johnson, 1935.9.26, *FRUS*, 1935, Volume III, *The Far East*, p.356)。

⁷⁴ 支那駐屯軍司令部「灤州事件及在北支反日満工作ノ実証」(東京大学社会科学研究所所蔵『島田俊彦文書』(以下『島田文書』)、「灤州事件関係綴」)。

こうして態度を硬化させた支那駐屯軍は、10月18日に事件処理のための「実施要領」を改めて策定し、「河北省政府ヲ通シテ南京政府ニ対シ交渉ヲ開始スル」と中央に通告したのである⁷⁵。政整会廃止以降、華北各省や市の外交案件は当該各省および市が処理するが、地方での処理になじまないものは、中央が対処することとされていた⁷⁶。「南京政府ニシテ誠意ヲ示サル場合」には、その「不誠意」を内外に宣伝し、「強硬ニ我主張ヲ強要」する意向であった支那駐屯軍は⁷⁷、事件はもはや「地方的解決」ではなく、蔣介石を直接相手にして処理すべき案件と認識するに至ったのである。しかもその要求項目は、事件解決をはるかに超える政治的内容を含むものであり、さらには「南京政府ニシテ万一之ニ応ゼザル場合」には「軍ハ隨時適宜ノ行動ニ出ズルコトアルヲ通告」するとまで述べていたのである⁷⁸。

外務省にとりこの状況は由々しきものであった。こうした事件を機に懸案が明確に争点化して、蔣との直接交渉へと牽引されることは、前述の広田三原則の主旨に鑑みると、外務省としては避けたい事態であったからである。そこで外務省は即座にこれを抑制する手段を講じた。「天津軍（支那駐屯軍の俗称）ノ計画ニアル如キ全面的交渉」は「当然外務機関ニ依ルヘコト」を「軍側ト衝突」するほど強硬に主張したのである⁷⁹。そしてその主張の論拠としたのが、「対支根本方針ニ関スル関係省申合ノ精神」、すなわち広田三原則にもとづき蔣介石との直接交渉は外務省が主体となって行うという前述の方針であった。外務省にとり幸いだっただのは、陸軍の事件処理方針にかねてから批判的だった海軍中央が、側面支援にまわったことであった⁸⁰。

しかるにここで注意する必要があるのは、外務省には、自身の手で蔣介石と

⁷⁵ 前掲、『最近支那関係諸問題摘要（第六十八議会用）下巻』、907頁。

⁷⁶ 前掲、内田『華北事変の研究』、223頁。

⁷⁷ 前掲、『最近支那関係諸問題摘要（第六十八議会用）下巻』、909頁。

⁷⁸ 具体的な要求項目は、「(1)灤州事件ニ関シ国民政府ハ遺憾ノ意ヲ表スルコト、(2)犯人ヲ速ニ逮捕スルコト、(3)北平軍事分会及之ニ系統スル各機関ヲ撤去シ且北平市長ヲ罷免スルコト、(4)今後停戦協定及北支協定ヲ一層徹底的ニ実行シ且将来反日滿の策動機関ヲ北上セシメザルコト」（前掲、『島田文書』「昭和十年灤州事件関係綴」）。

⁷⁹ 前掲、『最近支那関係諸問題摘要（第六十八議会用）下巻』、913頁。

⁸⁰ 藤原喜代間（海軍軍令部第三部第六課）は「(事件処理方針は)殊更ニ平地ニ波瀾ヲ起サントシ又ハ蔣介石並ニ中央政權虐メノタメニ行フモノヲラザルコト」が必要であると述べていた。また海軍省軍務局は10月26日に、「支那側トノ交渉ニハ外交機関ノ立場ニ付考慮スル様希望」することを陸軍省軍事課に申し入れていた（前掲、『島田文書』「昭和十年灤州事件関係綴」）。

の「全面的交渉」に踏み切る意思はなかったことである。ではどのように事件に対処したのか。ここで持ち出されたのは、またしても「地方的解決」の論理であった。外海連携の効果もあり、支那駐屯軍の「実施要領」は、次のように修正されたのである。「本件ハ外交交渉ニ非ス北支協定（梅何協定）ニ基ク軍事的交渉トシテ局部的ニ解決」する、と⁸¹。この修正案をうけ再度外陸両省が協議した結果、ここに支那駐屯軍は以後、蒋介石ではなく、「専ラ北支軍憲ヲ相手トスル」ことが確認されたのである⁸²。

さらに留意すべきは、磯谷と雨宮巽（南京駐在武官補佐官）が、支那駐屯軍の抑制に回った経緯である。両者の説得を受け容れる形で支那駐屯軍は中央に服し、問題を「灤州事件解決ニ関スル措置ニ限局」することに同意したのである⁸³。

なぜ磯谷らはこうした行動に出たのだろうか。これを裏づける史料が見当たらないため、推測による外はないが、裏面で推進されていた第二次工作と関連があったように思われる。華北問題を蒋介石との直接交渉により解決すべきと考えていた磯谷にとって⁸⁴、同問題に加え灤州事件をめぐる問題まで蔣のもとに持ち込むことは、徒に紛糾の種を増やすばかりで適切ではないと判断したのであろう。

また、支那駐屯軍が行動を手控えた理由も、華北を分離する工作がすでに着手されていた以上、華北で生じた事件解決を蒋介石に求めるのは、華北への蔣の関与を認めることに他ならず、工作のベクトルに逆行すると判断したためであるように思われる。

他方で外務省の論理は、両者とは異質のものであった。外務省は従来からの「静観主義」のもと、とにかく蒋介石とのショウダウンを避けるためにも、交渉項目を事件解決そのものに限定して、これを「地方的解決」で処理する必要があったのである。こうして各々が三者三様の異なる論拠を抱えながらも、外

⁸¹ 前掲、『最近支那関係諸問題摘要（第六十八議会用）下巻』、913-914頁。

⁸² 同上、914頁。

⁸³ 同上、913-914頁。

⁸⁴ 磯谷は「（現地将領を相手に関東軍が推進する）北支目下ノ工作ヲ非ナリ」とし、「寧ろ蒋介石ヲ圧迫シテ相当ノ効果ヲ挙ケ得ヘシ」と主張していた（前掲、樋口「日本陸軍の中国認識の変遷と『分治合作主義』」、83頁）。

務省と磯谷そして海軍中央の間に意図せざる提携が成立した結果、支那駐屯軍の抑制そして蒋介石との直接交渉の回避に成功したのである。

以上のとおり、第一次工作以降、外務省が広田三原則の策定を通じて「静観主義」の堅持に努める一方、現地では、磯谷と支那駐屯軍がそれぞれ独自に蒋介石との直接交渉を模索していたのであった。そして後二者の路線が頓挫・抑制された結果、日本の対中政策は、外務省の「静観主義」と関東軍の華北分離路線が並立する構図となっていたのである。以後展開される第二次華北分離工作は、この構図を軸にして、交渉相手の選定や現地政権に付与すべき権限等をめぐり、日中両国や外務省・陸軍間そして現地軍内部の主張が複雑に交錯する舞台となるのである。

第三章 第二次華北分離工作をめぐる対応

一 工作の経緯

本章では、第二次華北分離工作の各場面で顕在化する各主体の認識と対応の相違及びその帰結をめぐる考察を、外務省を中心に陸軍中央・現地軍を視野に入れながら行う。これにより、外務省が「静観主義」を堅持するために、意図せざる形で失ったものやそれに付随した意義、並びに 36 年以降の展望を提示する。まずは考察の前提として、工作の全貌を概観しておきたい。

第一次工作終結以降、7 月に入ると、関東軍幕僚と酒井支那駐屯軍参謀長が新京で会議を開催し、「華北の半独立状態を徹底的に造り出す」ことで合意したとされる⁸⁵。蒋介石から断絶した主体を華北に擁立することが、この時点で申し合わされたのである。

また 10 月 7 日には、天津で関東軍と支那駐屯軍、駐在武官等現地軍首脳が会合するなど、概ねこの時期までには、「北支五省連合自治ヲ目標トスル」ことで意思が統一されていたとされる⁸⁶。そして同月上旬以降、華北分離工作が本格的に推進されていく⁸⁷。

⁸⁵ 前掲、内田『華北事変の研究』、217 頁。

⁸⁶ 1935 年 10 月 12 日在中国若杉大使館参事官発広田外務大臣宛第 340 号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ・1・4 上、文書番号 45。

⁸⁷ 7 日頃には土肥原と高橋坦（北平駐在武官補佐官）が秦徳純（察哈爾省主席）と蕭振瀛（北

工作が急激にテンポを速めるのは、11月3日に中国が幣制改革を断行して以降であった。現地軍は、改革の成功により蒋介石政権の華北に対する政治的・経済的コントロールが強化されることは、工作の推進上、好ましからざる事態であると判断し、現銀の輸送の妨害など、華北と中央との経済的な結合を断つ措置をとるに至ったのである⁸⁸。

その後、幣制改革自体は日本側の予想に反して着実に成果をあげていった。そのため、現地軍はこれに対抗する観点から、工作をさらに推進することとした。関東軍から河北省に派遣されていた土肥原賢二（奉天特務機関長）は、宋哲元や商震（河北省主席）、閻錫山（山西省主席）などに華北自治に立ち上がるよう執拗に要求したが、宋らは言を左右にして応じなかった。

他方、工作の裏面では反日テロ事件が頻発しはじめていた。11月9日には、上海で海軍陸戦隊の中山一等水兵が何者かによって射殺された。上海では11日にも同種の排日事件（日比野洋行襲撃事件）が発生し、情勢は陰悪の度を深めていった。

この頃までに、土肥原等による工作は行き詰まりの様相を呈していた。華北将領の躊躇に直面した土肥原は、宋哲元等の説得をひとまず断念し、殷汝耕を委員長に担ぎ出し、25日に冀東防共自治委員会（以下、「冀東政権」）を成立させた（12月25日に冀東防共自治政府に改称）。

こうして情勢が混沌とする一方で、事態収拾の好機ともいえる状況が到来した。11月20日の有吉との会談で、蒋介石は「日本側ト責任ヲ以テ応酬シ得ル大官」を華北に派遣し、時局の収拾にあたらせる意向を伝達してきたのである⁸⁹。そして、国民政府行政院は26日、何応欽を行政院駐平弁事処長官に任命した上で、華北に派遣することを決議したのであった⁹⁰。

平軍事分会委員）に、9日には多田駿（支那駐屯軍司令官）が商震（河北省主席）と会見している（同上、234頁）。

⁸⁸ 秦郁彦『日中戦争史』（河出書房新社、2011年）、46頁。以下第二次工作の展開過程及び陸軍側の動向に関しては同書及び前掲、島田「華北工作と国交調整（1933年～1937年）」、147-167頁を参照した。

⁸⁹ 1935年11月21日在南京須磨総領事発広田外務大臣宛第1290号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ・1-4上、文書番号348。

⁹⁰ 前掲、『最近支那関係諸問題摘要（第六十八議会用）下巻』、973頁。

二 何応欽の華北派遣をめぐって

しかし、日本側はこの何応欽による時局の收拾（以下「何応欽新体制」）を、「却て事態ヲ紛糾セシムル」ものとして拒否した⁹¹。あくまで現地將領、具体的には宋哲元による自治の完成を求めたのである。

なぜ日本側は拒否したのであるうか。その論拠は、次のとおり先の政整会（黄郛政権）の再来とみなされた点に存していた。すなわち、「（何応欽新体制は）依然南京政府ノ威令下ニアル往年ニ於ケル黄郛政権ノ亜流ヲ企図セルモノ」であり⁹²、「結局曩ニ失敗セル黄郛政権ト大差ナキモノ」である、と⁹³。

これと関連して問題とされたのは、何応欽が蒋介石の直参とでも呼ぶべき存在であった点である。関東軍が宋哲元の擁立を目指したのは、宋があくまで蔣とは距離のある「非南京系」と目される存在だからであったように思われる。「蔣介石否認論」に立つ関東軍にとっては、こうした存在を華北に擁立することこそが、華北分離工作を断行する意義に他ならなかったのである。

そして政整会が「失敗」とみなされた決定的な根拠は、授与された権限が不十分であったためであった。この観点から、何応欽新体制も、「黄郛時代ト同様」に「請訓外交」に陥り、「事態ヲ糊塗」するのではないかとの疑念を日本側は拭えなかったのである⁹⁴。

しかし、何応欽新体制に付与される権限は、軍事から外交、行政にまでわたる極めて広範なものであった⁹⁵。日本側には11月30日にその旨が内示された⁹⁶。

この何応欽新体制は、次の諸点において外務省の「静観主義」と整合的であ

⁹¹ 1935年11月27日広田外務大臣発在上海有吉大使宛第316号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ・1・4、文書番号361。

⁹² 参謀本部「支那時局報第一号 北支自治運動ノ推移」（『島田文書』「北支自治運動（冀東政府冀察政権）」）。

⁹³ 1935年12月4日在北平武藤大使館一等書記官発広田外務大臣宛第427号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ・1・4上、文書番号385。

⁹⁴ 1935年11月27日在上海有吉大使発広田外務大臣宛第1008号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ・1・4、文書番号363。

⁹⁵ 前掲、内田『華北事変の研究』、247頁。なお六項目の内容は次のとおりである。（一）北支ニ於ケル赤化防衛ハ共同ニ之ヲ行フコト、（二）新幣制ハ北支ニ不適當ナル点モアルニ付之ニハ適宜ノ修正ヲ加フルコト、（三）関内外ニ於ケル人民間ノ經濟關係ヲ円満ナラシムルコト、（四）特殊事態ニ適應セシムル為北支財政ニ對シ相当ナル支配權ヲ行フノ権限ヲ与フルコト、（五）對外諸案件ニ對シ合理的ナル現地解決ヲ為スヘキコト、（六）右ニ基キテ人材ヲ登用シ理想的政治ヲ行フコト（前掲、『最近支那關係諸問題摘要（第六十八議會用）下巻』974頁）。

⁹⁶ 同上、973頁。

ったように思われる。第一に、何応欽に付与される権限には、「対外諸案件ニ対シ合理的ナル現地解決ヲ為スヘキコト」が明確に規定されていたことである⁹⁷。これによれば、政整会とは異なり、いちいち南京に「請訓」することなく、諸懸案を「地方的解決」で処理できることとなり、外務省の主観からすれば、当面の情勢の安定化に資するはずであった。

もう一つは、何応欽新体制の登場が華北の「緩衝機関」の復活を意味していたことである。蒋介石直系の何応欽であれば、「南京中央政府の大家(ママ)である故、南京政府との連絡も容易に」とれるため⁹⁸、「緩衝機関」としての機能、すなわち蒋介石との直接的な接触を避けながらも、こうした存在に迂回しながら日本側の意向を適確に伝達することを通じて、蔣の意思決定に影響を及ぼすことが可能となるであろう。

三 外務省の対処方針

では、外務省はいかなる方針で時局を取捨する意向だったのか。桑島主計外務省東亜局長の次の談話が、それを示唆している。すなわち、華北問題の対処にあたっては、「軍人の意図も汚さず、宋哲元の立場も困難にならないやうにし、南京の方の顔も立つといふことに」したい、と⁹⁹。

そして、先に見た広田三原則の主旨を斟酌すると、外務省の対応方針は、次の二つの柱から構成されていたように思われる。第一に、華北問題を蒋介石とは交渉しないことである。具体的には、現地当局者間限りで考案された宋哲元を首班とする体制の擁立と、宋への広範な権限附与とを併せて蒋介石に追認させる方策であった。つまり、外務省は、華北問題が蒋介石との直接交渉において争点化するのを回避することを主眼とし、併せて「軍人の意図」の成就と「宋哲元の立場」の保持を追求しながら、それを蒋介石に事後承諾させる形式をとることで、「南京の方の顔」も立てようとしたのである。

この方針は、少なくとも外務省の主観の範囲内では、従来の「静観主義」の主旨と整合的であったと思われる。現地当局者間の合意にもとづく「地方的解

⁹⁷ 同上、974頁。

⁹⁸ 高橋担「梅津・何応欽協定の内側」（『別冊知性5 秘められた昭和史』、河出書房、1956年）、131頁。

⁹⁹ 前掲、『西園寺公と政局』第四巻、382頁。

決」により、華北問題をめぐる蔣との直接交渉を回避しながら事態を收拾することで、少なくとも当面の間は情勢の安定化を展望することができたからである。何よりも、これは第一次工作や灤州事件の前例どおりの対応でもあった。そして、その後の日本側の対応は、このラインに沿って展開されていった。華北問題について蔣介石とは交渉せずに、その追認を求めるのみとする方針が、11月20日、中国側にこう明確に伝えられたのである。蔣介石が「北支ノ特殊事態」を「切實ニ認識」し、「現実ニ即シタル措置ニ出テンコトヲ要望スル」、と¹⁰⁰。しかも、この申入れはあくまで「警告及勸告」であって、「交渉ニアラス」と明確に規定されていたのである。「北支自治問題」は「南京政府ト交渉」して「解決スヘキモノ」ではなく¹⁰¹、あくまで「地方的解決」で処断されるべき案件とされたのである。

つづいて第二の柱は、広田三原則をめぐる交渉と華北問題とを切り離す方針である¹⁰²。なぜ両者を区別する必要があったのか。第一の理由は、交渉の駆け引きに利用されるのを警戒したためである。つまり、中国側が「自治問題」と「三大原則ニ含マルル北支地方ニ関スル我方ノ要望」を、意図的に「混同」し前者を交渉の対象とすることを通じて、「自治問題ヲ破壊」するのを防止する必要があると認識されたのである¹⁰³。

もう一つが、華北問題はあくまで中国の内政問題であるとの建前である。内政問題であれば、「支那側ノ処理スヘキ問題」となる以上¹⁰⁴、必然的に交渉する筋合いはないとの結論に到達するであろう。

以上に加えここで想起すべきは、外務省が広田三原則を必要とした理由である。先に述べたように、その意図するところは、あえて交渉項目を抽象的な文言で表現し、具体的な諸懸案をめぐる交渉に深入りするのを慎重に回避しながらも、蔣介石との交渉の既成事実を演出することで国内的批判を抑えつつ、諸

¹⁰⁰ 1935年11月20日在南京須磨総領事発広田外務大臣宛第1290号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-4上、文書番号348。

¹⁰¹ 1935年11月25日陸軍次官発関東軍参謀長ほか宛陸満680号（前掲、島田ほか解説『現代史資料8・日中戦争1』、147頁）。

¹⁰² 11月27日に発せられた訓令では、「自治問題ト三大原則ニ関スル日支交渉ハ全然別個ノ問題ニシテ截然区別スルヲ要ス」と述べられている（1935年11月27日広田外務大臣発在上海有吉大使宛第316号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-4、文書番号361）。

¹⁰³ 同上。

¹⁰⁴ 注(102)に同じ。

懸案の一挙解決へと向かう潮流を食い止めることにあった。

したがって、三原則交渉が目指す中国との「一般的取極」は、「出来テモ出来ズトモ進メル氣持ヲ要スベシ」との書き込みは¹⁰⁵、蒋介石と交渉しているという形式が重要なのであって、実質的な成果は当初から期待していなかったことを裏付けるものであろう。以上の論理に立てば、華北問題という当時における最大の懸案事項をめぐる交渉に引きずり込まれることは、外務省としては避けたい事態だったのである。

この論理に立てば、何応欽新体制がその内容如何を問われることなく、即座に否定されたのは当然であったというべきであろう。蔣の意を受けて派遣されてきた以上、何を相手にすることは華北問題をめぐる蔣との交渉の開始と同義だからである。

そして、以上のプランの実現には、宋哲元への蒋介石からの広範な権限付与が前提とされていたのは前述のとおりである。外務省のもくろみはしかし、大きく外れることとなった。唐有壬から、「(六項目は) 何応欽宛ニ与ヘタルモノ」であるため、「今直ニ之ヲ宋ニハ移シ難」いことが伝えられたのである¹⁰⁶。プランの崩壊に直面した外務省は以後、躍起になって中国側に再考を求めていくのであった¹⁰⁷。

四 冀察政務委員会の成立と失望

しかし、こうした外務省の努力とは関わりなく、現地の事態は急速に收拾へと向かっていた。関東軍や支那駐屯軍は12月6日の時点で、中国側の冀察政務委員会（以下「冀察政権」）設立プランに同意を与えていたのである¹⁰⁸。華北問題をめぐる蒋介石との交渉を拒絶してきた現地軍が、自己の面子の保持に汲々とした結果、蔣サイドと水面下で手打ちした結果であった。

こうして12月18日、冀察政権は成立に至ったのである。日本側の巻き返し

¹⁰⁵ 1935年10月21日在上海有吉大使発広田外務大臣宛第843号の欄外への重光外務次官の筆になると思われる記載（前掲、「帝国ノ対支外交政策關係一件」第四巻）。

¹⁰⁶ 1935年12月6日在南京須磨総領事発広田外務大臣宛第1364号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-4上、文書番号391。

¹⁰⁷ 1935年12月6日在上海有吉大使発広田外務大臣宛第1077号、同上、文書番号393など。

¹⁰⁸ 前掲、内田『華北事変の研究』、253頁及び安井三吉『盧溝橋事件』（研文出版、1993年）、59頁。

もむなしく、最終的に宋哲元の権限は、「前年の黄・何（黄郛・何応欽）の場合よりも遙かに局限」され、「上級人事・内政・外交皆国民政府に請訓を要す」るほど狭小なものとされたのであった¹⁰⁹。

権限付与をめぐる闘争の敗北に加え、宋の資質の問題についても、「宋ハ北支政権者トシテ適当ナリヤ否ヤハ問題ニアラス今トナリテハ日本ノ面子ノ問題」であり¹¹⁰、「事茲ニ到レル今日……宋哲元ノ本質ニ関スル穿鑿論議ハ其時機ニアラス」として不問に付されたのであった¹¹¹。かくして第二次華北分離工作は、論理や政策を超越した日本側の「面子」の保持が最小限確保されたことで、一段落を告げたのである。

しかるに、こうした対応のツケは、早々に回ってくることとなった。翌36年4月の時点で、はやくも陸軍内では「宋哲元ヲ担キ出シタルコトカ根本的誤謬ナルコトヲ自認」し、「何応欽ヲ北上セシメ北支ノ收拾ヲナサシムルヨリ外ナシ」と述べられるに至っていた¹¹²。華北問題は、36年以降も日中間の最大の懸案として残されることとなったのである。

おわりに

以上のとおり第二次華北分離工作は、最終的には外務省の関知しないところで收拾された。しかし、それまでの過程における同省の対応は、以後の対中政策を規定する意図せざる結果を招来したように思われる。

この点を本稿の結論として提示するにあたり、工作の過程全般の中から重要な画期になったと思われる点をここで改めてピックアップし、議論を整理したい。そして、最後にそうした諸々の対応の集積がもたらした意義と、それが 36

¹⁰⁹ 前掲、『日本大陸政策の発展』、119頁。

¹¹⁰ 工作を主導した土肥原賢二の発言（1935年12月4日在北平武藤大使館一等書記官発広田外務大臣宛第427号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-4上、文書番号385）。

¹¹¹ 前掲、参謀本部「支那時局報第一号 北支自治運動ノ推移」（『島田文書』「北支自治運動（冀東政府黨察政権）」）。

¹¹² 36年4月11日の上村伸一（外務省東亞局第一課）との会談における影佐禎昭（陸軍省軍事課）の発言（「対支政策ニ関シ軍側係官ト会談ノ件(一)」、『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-5上、文書番号27付記一）。

年以降の対中「静観主義」の行方にもどのように影響したのか見通しを述べてまとめたい。

第一に取り上げたいのが、華北問題を蒋介石とは交渉せずとの方針である。そもそも梅何協定収拾の段階において、外務省が陸軍中央と足並みをそろえて「地方的解決」を推進した理由の一つは、工作の争点が停戦協定に関連する統帥事項とされたことであった¹¹³。しかるに第二次工作は、華北の統治機構のあり方が論点であり、これは統帥事項を遙かに超える政治マターであった。にもかかわらず外務省は、ここでも従来の「地方的解決」の論理に沿って、日中現地当局者間で作成した案を蒋介石に追認させる方針を推進したのである。

その理由の一端はこれまでの考察から明らかであろう。現地軍の統制が困難を極めていた当時の事情を斟酌する必要はあるにせよ、この措置が第一次工作や灤州事件、あるいはさらに遡って停戦協定成立以降と同様、蒋介石との直接交渉の回避を主旨とする「静観主義」の論理と整合的であり、当面の情勢の安定化を望む外務省としても受け容れ可能であったからである。

しかしながら、こうした手法の多用には重大な副作用が伴っていたように思われる。それは、「地方的解決」が結果的にせよ、蒋介石の存在を等閑に付す結果につながる危険をはらむものであったことである。換言すれば、蒋介石を「回避」しつづけたことが、期せずして蔣の「否認」へと漸次、転化していったのだといえよう。そして、これが関東軍を中心とする「蒋介石否認論」、すなわち華北の分離により蔣政権を「一地方政権ニ転落」させるか、「没落ノ運命」に導くこと¹¹⁴を企図する主張と外務省の「静観主義」とを、意図せぬ形で接近させていたように思われるのである。その結果、何応欽新体制の受け容れは困難となったのであった。

以上に関連してもう一点は、華北問題と広田三原則交渉とを切り離すという方針である。これを外務省の既往の論理から読み解くと、前者を従来どおり「地方的解決」で処理しつつ、後者によって蒋介石との交渉を演出しながら情勢の安定化を待つところに真意があったように思われる。だが、蒋介石との直接交

¹¹³ 前掲、拙稿「塘沽停戦協定成立以降における陸軍の『偽装親日論』と外務省の対中政策」、51-52頁。

¹¹⁴ 外務省編『日本外交年表並主要文書』（原書房、1965年）、321頁。

渉を拒否していたはずの現地軍が、一転して水面下で蔣側と接触し華北問題が収束へと向かった結果、外務省は、三原則交渉という課題を負いながら、独り取り残される形となったのである。

他方で、中国側は工作の裏面で着々とその後に向けた布石を打っていた。汪兆銘が負傷により失脚したことをうけ、12月7日に蔣介石が行政院長に就任した。ここに「蔣介石が日本と直接やりとりして、かつ日中関係の進展に一義的な責任を負うように」なったのである¹¹⁵。

そして蔣介石新内閣では、対日外交方針が根本的に改められた。外交部長に就任した張群は、後にこう回顧している。「地方レベルで行われていた交渉はとりやめ、すべての外交関係事件は、日華両国の公式外交ルートによって処理する」方針に改めた、と¹¹⁶。

中国側のこの方針は、二重の意味で外務省の「静観主義」にダメージを及ぼすものであった。第一に、「地方的解決」が封殺される結果となったことである。そのためにこそ、蔣介石は、冀察政権にわずかな権限しか付与しなかったのであった。

第二に、この措置により蔣を迂回するルートを用いるのが困難になったことである。停戦以来、外務省が、「緩衝機関」に迂回しながら種々の申し入れを行うことで、諸懸案の争点化を回避してきたのは前述のとおりである。しかし、蔣新内閣成立以降、こうした手法は取り得なくなったのである。

中国側の姿勢の変化を、須磨南京総領事はこう敏感に読み取っていた。「(蔣新内閣成立以降)汪兆銘政府当時ノ空気ヲ一掃スルニ至レリ」¹¹⁷。実際に中国側は、「大使カ常駐セサレハ話ヲ取合ハサル程ノ姿勢」を示していたのである¹¹⁸。蔣介石は、「外交の責任は総て外交部長に在り、行政院長の関与すべき」ものではないとして取り合わない一方、張群も、「冷淡なる回避策を取つて若杉参事官、

¹¹⁵ ジョンソン駐華米国外交使の観測 (Johnson to the Secretary of State, 1936.1.3, *FRUS*, 1935, Volume III, The Far East, p.505.)。

¹¹⁶ 張群『日華・風雲の七十年』(サンケイ出版社、1980年)、54頁。

¹¹⁷ 須磨弥吉郎「蔣介石新政府ト之ニ対スル帝国ノ政策考察要綱」(外務省外交史料館所蔵「帝国ノ対支外交政策関係一件」第五卷、A.1.1.0.10)。

¹¹⁸ 1935年12月24日在南京須磨総領事発広田外務大臣宛第1457号、『日本外交文書』昭和期II-1-4上、文書番号74。

須磨総領事との会談を拒否する」事態となっていたのである¹¹⁹。

こうして迂回ルートを封じた中国は追い打ちをかけるように、「南京会議」すなわち諸懸案の一举解決を目的とする正式な日中政府間会談の開催を提案するに至るのである。両国間の諸懸案を「一括シ且根本的ニ解決」すべきとする張群の提案に対し、有吉は、こう応じるしかなかった。それは「容易ノ業ニアラス」、と¹²⁰。

対中「静観主義」のもとで、蒋介石との直接交渉を回避するべく「地方的解決」を多用した結果、外務省は、その意図に反する形で蔣を直接相手とせざるをえない状況へと追い込まれていったのである。

36年に入ってから外務省は、「一切ノ具体問題ヲ提起シ一挙ニ処理解決」するのは「云フヘクシテ行ハルヘキコトニ非ス」との認識から、「静観主義」の維持を企図したものの¹²¹、三原則の承認をめぐる中国側の拒否にあい、早々に行き詰まりの様相を呈した。そうした状況を打破すべく行動に出たのが、従来から蒋介石を相手とする諸懸案の一举解決を主張してきた須磨であった。須磨は「特政会」構想を華北問題解決の処方箋として提示し、瞬く間に中央における影響力を拡大していった。

そしてここで重要なのは、外務省がその過程で、「北支問題ノ処理ヲ南京ニ於ケル外交交渉ニヨリ解決」するとの方針を掲げるに至ったことである¹²²。外務省は、ついに華北問題を明確に争点化し、蒋介石との交渉に自ら乗り出す意向を示すのである。こうして「静観主義」は末路をたどりだし、代わりに「一举解決主義」が台頭する素地が形成されていったのであった。

こうして変容し始めた日本外交の行き着いた先は、停戦以降日中戦争に至るまでの間で、最初で最後の日中両国間の正式な政府間交渉（川越・張群会談）の開催であった。これは、日中諸懸案を「地方的解決」によらずに、外務省が主体となって、正式な外交ルートを通じて解決しようとする点において、画期

¹¹⁹ 『東京朝日新聞』1935年12月25日朝刊。

¹²⁰ 1935年12月21日在上海有吉大使発田外務大臣宛第1140号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-4、文書番号73。

¹²¹ 「昭和十一年一月八日外務大臣室ニ於ケル討議ノ結果ニ基ク対支外交試案」（外務省外交史料館所蔵「帝国ノ対支外交政策関係一件」第八巻、A.1.1.0.10）。

¹²² 「北支五省特政会設置ニ関スル説明（十一、六、十二、太田記）」（『日本外交文書』昭和期Ⅱ-1-5上、文書番号547付記一）。

的なものであった。以上の過程の分析とその意義をめぐる考察は、別稿で論じることとしたい。

〔付記〕本稿は、日本国際政治学会 2020 年度研究大会日本外交史分科会（2020 年 10 月 24 日）において、報告した内容を論文としてまとめたものである。同分科会を主宰された高橋和宏先生や、貴重なコメントを賜った討論者の戸部良一先生、佐藤晋先生、細谷雄一先生、報告をご一緒させていただいた八代拓先生、森田吉彦先生、そして有益なご質問をいただいた皆様に感謝申し上げます。